

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川上流流域下水道事業
事業の規模	971ha 17,990人	実施場所	深谷市、寄居町
計画期間	昭和61年度～平成32年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 深谷市及び寄居町の公共下水道で集めた汚水を荒川上流流域下水道の管渠に受け入れ、深谷市に位置する荒川上流水循環センターで汚水を処理して荒川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場の施設の改築・修繕及び増設等を行っている。			

※別表-1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 ・再生資材を使用し施工した。 ・環境配慮型建設機械を使用して施工した。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名 荒川上流域下水道事業（設計・施工段階）

基本方向 1	配慮時期			チェック	
	計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1					
施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。					
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		－
基本的配慮事項 2					
適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。					
個別事項	① 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○			
	② 高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等）	○	○	○	－
	③ 処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）	○	○	○	－
基本的配慮事項 3					
中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。					
個別事項	① 「さいたま新都心」に中水の供給を行う。			○	
	② 処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。		○	○	－
基本的配慮事項 4					
資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。					
個別事項	① 工事に使用する型枠を転用する。		○		✓
	② 工事に再生砕石を使用する。		○		✓
	③ 処理水を処理場内の雑用水に利用する。	○	○	○	－
	④ 工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。		○		✓
	⑤ 建設発生土を公共工事間に流用する。		○		✓
	⑥ アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。		○		✓
	⑦ 省エネルギー型の設備を導入する。	○	○	○	－
	⑧ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○	✓
	⑨ 日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。			○	
	⑩ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。	○		○	
	⑪ 焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○	－
基本的配慮事項 5					
下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。					
個別事項	① 汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）			○	
	② 濁水時に処理水を活用する。			○	
	③ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】	○	○	○	－

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項 1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	① 処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。	○	○	○	—	
	② 処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。	○	○	○	—	
基本的配慮事項 2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① 処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。	○	○	○	—	
	② 建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。		○		—	
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。	○	○	○	—	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項 1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	① 親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。			○		
	② 環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。			○		
基本的配慮事項 2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① パンフレットを作成する。		○	○	✓	✓
	② 広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。			○		
	③ 下水道局ホームページにより情報を提供する。			○		
	④ 下水道の日にあわせ情報を提供する。			○		
	⑤ 処理場、管渠等の現場見学会を実施する。			○		
		実施率 (b/a (%))		合計 (a)	合計 (b)	
		100.0		7	7	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川上流流域下水道事業
事業の規模	971ha 17,990人	実施場所	深谷市、寄居町
計画期間	昭和61年度～平成32年度	段階	管理段階
事業の概要： 深谷市及び寄居町の公共下水道で集めた汚水を荒川上流流域下水道の管渠に受け入れ、深谷市に位置する荒川上流水循環センターで汚水を処理して荒川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場の施設の改築・修繕及び増設等を行っている。			

※別表-1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・荒川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設を管理した。
- ・廃棄物の減容化と資源の有効活用のため、汚泥処理施設を適切に管理した。
- ・事務所のホームページで、県民に対して荒川上流流域下水道事業の情報提供を行っている。
- ・「県民の日」施設見学会等を通じて、下水道事業に対する理解と普及啓発を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ ５ 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名 荒川上流流域下水道事業（管理段階）

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1 施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○			
基本的配慮事項 2 適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	① 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○				
個別事項	② 高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等）	○	○	○	-	
個別事項	③ 処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）	○	○	○	-	
基本的配慮事項 3 中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	① 「さいたま新都心」に中水の供給を行う。			○	-	
個別事項	② 処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。		○	○	-	
基本的配慮事項 4 資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	① 工事に使用する型枠を転用する。		○			
個別事項	② 工事に再生砕石を使用する。		○			
個別事項	③ 処理水を処理場内の雑用水に利用する。	○	○	○	✓	✓
個別事項	④ 工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。		○			
個別事項	⑤ 建設発生土を公共工事間に流用する。		○			
個別事項	⑥ アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。		○			
個別事項	⑦ 省エネルギー型の設備を導入する。	○	○	○	-	
個別事項	⑧ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○	✓	✓
個別事項	⑨ 日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。			○	-	
個別事項	⑩ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。	○		○	-	
個別事項	⑪ 焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○	-	
基本的配慮事項 5 下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	① 汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）			○	-	
個別事項	② 濁水時に処理水を活用する。			○	-	
個別事項	③ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】	○	○	○	-	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	① 処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。	○	○	○	—	
	② 処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。	○	○	○	—	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① 処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。	○	○	○	—	
	② 建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。		○			
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。	○	○	○	—	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	① 親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。			○	✓	✓
	② 環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。			○	✓	✓
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① パンフレットを作成する。		○	○	✓	✓
	② 広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。			○	✓	✓
	③ 下水道局ホームページにより情報を提供する。			○	✓	✓
	④ 下水道の日にあわせ情報を提供する。			○	✓	✓
	⑤ 処理場、管渠等の現場見学会を実施する。			○	✓	✓
				実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	9	9

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	市野川流域下水道事業
事業の規模	1,137.2ha 34,990人	実施場所	滑川町外2町
計画期間	昭和63年度～平成32年度	段階	計画段階
事業の概要： 滑川町、嵐山町、小川町の公共下水道で集めた汚水を市野川流域下水道の管渠に受け入れ、滑川町に位置する市野川水循環センターで汚水を処理して市野川に放流する事業である。 現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表-1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- 市野川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設（高度処理）を計画した。
- 東京湾の水質環境基準（項目：COD、T-N、T-P）を達成するために、水処理施設（高度処理）を計画した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		市野川流域下水道事業（計画段階）				
基本方向 1		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現						
基本的配慮事項 1						
施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		✓	✓
基本的配慮事項 2						
適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	① 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○			✓	✓
個別事項	② 高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等）	○	○	○	－	
個別事項	③ 処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）	○	○	○	－	
基本的配慮事項 3						
中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	① 「さいたま新都心」に中水の供給を行う。			○		
個別事項	② 処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。		○	○		
基本的配慮事項 4						
資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	① 工事に使用する型枠を転用する。		○			
個別事項	② 工事に再生砕石を使用する。		○			
個別事項	③ 処理水を処理場内の雑用水に利用する。	○	○	○	✓	✓
個別事項	④ 工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。		○			
個別事項	⑤ 建設発生土を公共工事間に流用する。		○			
個別事項	⑥ アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。		○			
個別事項	⑦ 省エネルギー型の設備を導入する。	○	○	○	✓	✓
個別事項	⑧ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		
個別事項	⑨ 日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。			○		
個別事項	⑩ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。	○		○	－	
個別事項	⑪ 焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○		
基本的配慮事項 5						
下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	① 汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）			○		
個別事項	② 濁水時に処理水を活用する。			○		
個別事項	③ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】	○	○	○	－	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	① 処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。	○	○	○	—	
	② 処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。	○	○	○	—	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① 処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。	○	○	○	—	
	② 建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。		○			
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。	○	○	○	—	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	① 親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。			○		
	② 環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。			○		
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① パンフレットを作成する。		○	○		
	② 広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。			○		
	③ 下水道局ホームページにより情報を提供する。			○		
	④ 下水道の日にあわせ情報を提供する。			○		
	⑤ 処理場、管渠等の現場見学会を実施する。			○		
				実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	4	4

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	市野川流域下水道事業
事業の規模	1,137.2ha 34,990人	実施場所	滑川町外 2 町
計画期間	昭和 63 年度～平成 32 年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 滑川町、嵐山町、小川町の公共下水道で集めた汚水を市野川流域下水道の管渠に受け入れ、滑川町に位置する市野川水循環センターで汚水を処理して市野川に放流する事業である。 現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・再生資材を使用し施工した。
- ・環境配慮型建設機械を使用して施工した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ ５ 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	市野川流域下水道事業（設計・施工段階）
-----	---------------------

基本方向 1	配慮時期			チェック	
	計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1					
施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。					
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		－
基本的配慮事項 2					
適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。					
個別事項	① 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○			
個別事項	② 高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等）	○	○	○	－
個別事項	③ 処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）	○	○	○	－
基本的配慮事項 3					
中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。					
個別事項	① 「さいたま新都心」に中水の供給を行う。			○	
個別事項	② 処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。		○	○	－
基本的配慮事項 4					
資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。					
個別事項	① 工事に使用する型枠を転用する。		○		✓
個別事項	② 工事に再生砕石を使用する。		○		✓
個別事項	③ 処理水を処理場内の雑用水に利用する。	○	○	○	－
個別事項	④ 工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。		○		✓
個別事項	⑤ 建設発生土を公共工事間に流用する。		○		✓
個別事項	⑥ アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。		○		✓
個別事項	⑦ 省エネルギー型の設備を導入する。	○	○	○	－
個別事項	⑧ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○	✓
個別事項	⑨ 日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。			○	
個別事項	⑩ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。	○		○	
個別事項	⑪ 焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○	－
基本的配慮事項 5					
下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。					
個別事項	① 汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）			○	
個別事項	② 濁水時に処理水を活用する。			○	
個別事項	③ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】	○	○	○	－

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	① 処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。	○	○	○	—	
	② 処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。	○	○	○	—	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① 処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。	○	○	○	—	
	② 建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。		○		—	
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。	○	○	○	—	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	① 親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。			○		
	② 環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。			○		
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① パンフレットを作成する。		○	○	✓	✓
	② 広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。			○		
	③ 下水道局ホームページにより情報を提供する。			○		
	④ 下水道の日にあわせ情報を提供する。			○		
	⑤ 処理場、管渠等の現場見学会を実施する。			○		
		実施率 (b/a (%))			合計 (a)	合計 (b)
		100.0			7	7

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	市野川流域下水道事業
事業の規模	1,137.2ha 34,990人	実施場所	滑川町外2町
計画期間	昭和63年度～平成32年度	段階	管理段階
事業の概要： 滑川町、嵐山町、小川町の公共下水道で集めた汚水を市野川流域下水道の管渠に受け入れ、滑川町に位置する市野川水循環センターで汚水を処理して市野川に放流する事業である。 現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・市野川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設を管理した。
- ・廃棄物の減容化と資源の有効利用のために、汚泥処理施設を適切に管理した。
- ・事務所のホームページで、県民に対して荒川上流流域下水道事業の情報提供を行っている。
- ・「県民の日」施設見学会等を通じて、下水道事業に対する理解と普及啓発を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	市野川流域下水道事業（管理段階）
-----	------------------

	配慮時期			チェック	
	計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。					
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		
基本的配慮事項 2 適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。					
個別事項	① 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○			
個別事項	② 高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等）	○	○	○	－
個別事項	③ 処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）	○	○	○	－
基本的配慮事項 3 中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。					
個別事項	① 「さいたま新都心」に中水の供給を行う。			○	－
個別事項	② 処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。		○	○	－
基本的配慮事項 4 資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。					
個別事項	① 工事に使用する型枠を転用する。		○		
個別事項	② 工事に再生砕石を使用する。		○		
個別事項	③ 処理水を処理場内の雑用水に利用する。	○	○	○	✓ ✓
個別事項	④ 工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。		○		
個別事項	⑤ 建設発生土を公共工事間に流用する。		○		
個別事項	⑥ アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。		○		
個別事項	⑦ 省エネルギー型の設備を導入する。	○	○	○	✓ ✓
個別事項	⑧ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○	✓ ✓
個別事項	⑨ 日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。			○	－
個別事項	⑩ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。	○		○	－
個別事項	⑪ 焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○	－
基本的配慮事項 5 下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。					
個別事項	① 汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）			○	－
個別事項	② 濁水時に処理水を活用する。			○	－
個別事項	③ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】	○	○	○	－

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	① 処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。	○	○	○	—	
	② 処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。	○	○	○	—	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① 処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。	○	○	○	—	
	② 建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。		○			
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。	○	○	○	—	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	① 親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。			○	✓	✓
	② 環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。			○	✓	✓
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① パンフレットを作成する。		○	○	✓	✓
	② 広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。			○	✓	✓
	③ 下水道局ホームページにより情報を提供する。			○	✓	✓
	④ 下水道の日にあわせ情報を提供する。			○	✓	✓
	⑤ 処理場、管渠等の現場見学会を実施する。			○	✓	✓
				実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	10	10

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	利根川右岸流域下水道事業
事業の規模	1,829ha 58.753人	実施場所	本庄市外 3 町
計画期間	平成 16 年度～平成 32 年度	段階	計画段階
事業の概要： 本庄市、美里町、神川町及び上里町の公共下水道で集めた汚水を利根川右岸流域下水道の管渠に受け入れ本庄市に位置する小山川水循環センターで汚水を処理して女堀川に放流する事業である。 現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－ 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

・女堀川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設を計画した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	利根川右岸流域下水道事業（計画段階）
-----	--------------------

基本方向 1	配慮時期			チェック		
	計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現						
基本的配慮事項 1 施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		✓	✓
基本的配慮事項 2 適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	① 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○			✓	✓
個別事項	② 高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等）	○	○	○	－	
個別事項	③ 処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）	○	○	○	－	
基本的配慮事項 3 中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	① 「さいたま新都心」に中水の供給を行う。			○		
個別事項	② 処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。		○	○		
基本的配慮事項 4 資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	① 工事に使用する型枠を転用する。		○			
個別事項	② 工事に再生砕石を使用する。		○			
個別事項	③ 処理水を処理場内の雑用水に利用する。	○	○	○	✓	✓
個別事項	④ 工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。		○			
個別事項	⑤ 建設発生土を公共工事間に流用する。		○			
個別事項	⑥ アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。		○			
個別事項	⑦ 省エネルギー型の設備を導入する。	○	○	○	✓	✓
個別事項	⑧ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		
個別事項	⑨ 日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。			○		
個別事項	⑩ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。	○		○	－	
個別事項	⑪ 焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○		
基本的配慮事項 5 下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	① 汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）			○		
個別事項	② 濁水時に処理水を活用する。			○		
個別事項	③ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】	○	○	○	－	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	① 処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。	○	○	○	—	
	② 処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。	○	○	○	—	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① 処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。	○	○	○	—	
	② 建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。		○			
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。	○	○	○	—	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	① 親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。			○		
	② 環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。			○		
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① パンフレットを作成する。		○	○		
	② 広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。			○		
	③ 下水道局ホームページにより情報を提供する。			○		
	④ 下水道の日にあわせ情報を提供する。			○		
	⑤ 処理場、管渠等の現場見学会を実施する。			○		
				実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	4	4

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	利根川右岸流域下水道事業
事業の規模	1,829ha 58.753人	実施場所	本庄市外3町
計画期間	平成16年度～平成32年度	段階	設計・施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>本庄市、美里町、神川町及び上里町の公共下水道で集めた汚水を利根川右岸流域下水道の管渠に受け入れ本庄市に位置する小山川水循環センターで汚水を処理して女堀川に放流する事業である。</p> <p>現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。</p>			

※別表-1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

<p>特に配慮した事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生資材を使用し施工した。 ・環境配慮型建設機械を使用して施工した。
<p>配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項</p>

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		利根川右岸流域下水道事業（設計・施工段階）				
基本方向 1		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1						
施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		－	
基本的配慮事項 2						
適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	① 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○				
個別事項	② 高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等）	○	○	○	－	
個別事項	③ 処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）	○	○	○	－	
基本的配慮事項 3						
中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	① 「さいたま新都心」に中水の供給を行う。			○		
個別事項	② 処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。		○	○	－	
基本的配慮事項 4						
資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	① 工事に使用する型枠を転用する。		○		✓	✓
個別事項	② 工事に再生砕石を使用する。		○		✓	✓
個別事項	③ 処理水を処理場内の雑用水に利用する。	○	○	○	－	
個別事項	④ 工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。		○		✓	✓
個別事項	⑤ 建設発生土を公共工事間に流用する。		○		✓	✓
個別事項	⑥ アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。		○		✓	✓
個別事項	⑦ 省エネルギー型の設備を導入する。	○	○	○	－	
個別事項	⑧ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○	✓	✓
個別事項	⑨ 日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。			○		
個別事項	⑩ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。	○		○		
個別事項	⑪ 焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○	－	
基本的配慮事項 5						
下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	① 汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）			○		
個別事項	② 濁水時に処理水を活用する。			○		
個別事項	③ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】	○	○	○	－	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項 1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	① 処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。	○	○	○	—	
	② 処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。	○	○	○	—	
基本的配慮事項 2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① 処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。	○	○	○	—	
	② 建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。		○		—	
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。	○	○	○	—	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項 1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	① 親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。			○		
	② 環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。			○		
基本的配慮事項 2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① パンフレットを作成する。		○	○	✓	✓
	② 広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。			○		
	③ 下水道局ホームページにより情報を提供する。			○		
	④ 下水道の日にあわせ情報を提供する。			○		
	⑤ 処理場、管渠等の現場見学会を実施する。			○		
		実施率 (b/a (%))		合計 (a)	合計 (b)	
		100.0		7	7	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	利根川右岸流域下水道事業
事業の規模	1,829ha 58.753人	実施場所	本庄市外3町
計画期間	平成16年度～平成32年度	段階	管理段階
事業の概要： 本庄市、美里町、神川町及び上里町の公共下水道で集めた汚水を利根川右岸流域下水道の管渠に受け入れ本庄市に位置する小山川水循環センターで汚水を再生して女堀川に放流する事業である。 現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・事務所のホームページで、県民に対して利根川右岸流域下水道事業の情報提供を行っている。
- ・親子下水道教室等を開催し、下水道事業に対する理解と普及啓発を実施した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	利根川右岸流域下水道事業（管理段階）
-----	--------------------

基本方向 1	配慮時期			チェック	
	計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。					
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		
基本的配慮事項 2 適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。					
個別事項	① 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○			
個別事項	② 高度処理水を河川の浄化用水に利用する。（不老川、綾瀬川等）	○	○	○	－
個別事項	③ 処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。（雨水浸透柵、透水性舗装等）	○	○	○	－
基本的配慮事項 3 中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。					
個別事項	① 「さいたま新都心」に中水の供給を行う。			○	－
個別事項	② 処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。		○	○	－
基本的配慮事項 4 資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。					
個別事項	① 工事に使用する型枠を転用する。		○		
個別事項	② 工事に再生砕石を使用する。		○		
個別事項	③ 処理水を処理場内の雑用水に利用する。	○	○	○	✓ ✓
個別事項	④ 工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。		○		
個別事項	⑤ 建設発生土を公共工事間に流用する。		○		
個別事項	⑥ アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。		○		
個別事項	⑦ 省エネルギー型の設備を導入する。	○	○	○	✓ ✓
個別事項	⑧ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○	✓ ✓
個別事項	⑨ 日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。			○	－
個別事項	⑩ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。	○		○	－
個別事項	⑪ 焼却炉の自然運転等により温室効果ガス排出量の削減を図る。		○	○	－
基本的配慮事項 5 下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。					
個別事項	① 汚泥を資源として再利用する。（セメント原料、骨材等）			○	－
個別事項	② 濁水時に処理水を活用する。			○	－
個別事項	③ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】	○	○	○	－

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	① 処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。	○	○	○	—	
	② 処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。	○	○	○	—	
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① 処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。	○	○	○	—	
	② 建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。		○			
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。	○	○	○	—	

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	① 親子下水道教室、下水道フェスタ等を開催する。			○	✓	✓
	② 環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。			○	✓	✓
基本的配慮事項2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① パンフレットを作成する。		○	○	✓	✓
	② 広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。			○	✓	✓
	③ 下水道局ホームページにより情報を提供する。			○	✓	✓
	④ 下水道の日にあわせ情報を提供する。			○	✓	✓
	⑤ 処理場、管渠等の現場見学会を実施する。			○	✓	✓
				実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	10	10

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。